

第4期

鶴ヶ島市 地球にやさしいオフィス 率先行動計画



平成30年3月

鶴ヶ島市

目次

1 計画策定の背景	1
2 計画の概要	2
2-1 目的	2
2-2 位置付け	2
2-3 対象範囲	3
2-4 計画期間	4
2-5 対象とする温室効果ガス	4
3 目標と方針	5
3-1 現状	5
(1) 温室効果ガス	5
(2) コピー用紙	6
3-2 目標	7
(1) 温室効果ガス	7
(2) コピー用紙	7
3-3 方針	8
4 取組内容	9
4-1 全職員が取り組むこと	10
4-2 施設管理者が取り組むこと	11
5 進行管理	12
5-1 推進の管理体制	12
5-2 各担当の役割	13
資料	14
1 CO ₂	14
(1) 施設別排出量	14
(2) 排出源毎の推移	15
(3) 行動別の CO ₂ 削減効果	15
(4) 温室効果ガス排出量推計方法	16
2 用語解説	17
3 鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画推進委員会設置要綱	22

1 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

1992年（平成4年）「地球サミット」における「環境と開発におけるリオ宣言」は、“持続可能な発展”という視点から環境への取組を発表し、環境問題への国際的な対応が本格的にスタートしました。

なかでも、地球温暖化防止をめぐる動きとして、「京都議定書」が、2005年（平成17年）2月に発効し、先進国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が国ごとに設定されました。その約束期間である2012年（平成24年）が終了し、2016年（平成28年）11月には、「京都議定書」に代わる温室効果ガス削減に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効しました。日本は温室効果ガスを2030年度に2013年度（平成25年度）比で26.0%減の水準にすることを目標としています。

本市においては、1991年（平成3年）11月に「地球にやさしいリサイクル都市づくりの誓い」を宣言、1999年（平成11年）12月に「美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例」（鶴ヶ島市環境基本条例）並びに「鶴ヶ島市の環境を保全する条例」（鶴ヶ島市環境保全条例）を制定、2003年（平成15年）1月に「鶴ヶ島市環境基本計画」、2013年（平成25年）3月に「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」を策定するなどし、環境の保全と創造に向けて取り組んできました。

特に地球温暖化問題への取組については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年（平成10年）10月に成立し、国、地方公共団体、事業者及び国民が果たすべき責務が明記されたことを受け、「鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画」を策定しました。2001年（平成13年）に第1期、2007年（平成19年）に第2期、2013年（平成25年）に第3期計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組み、成果を上げています。今回はその第4期計画となりますが、本計画により、本市が自ら率先的な取組を行うことにより、事業者、住民の模範となることを目指し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいきます。

2 計画の概要

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づいて策定するものです。

本法律では、「市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地球温暖化対策実行計画）を策定するものとする」としています。

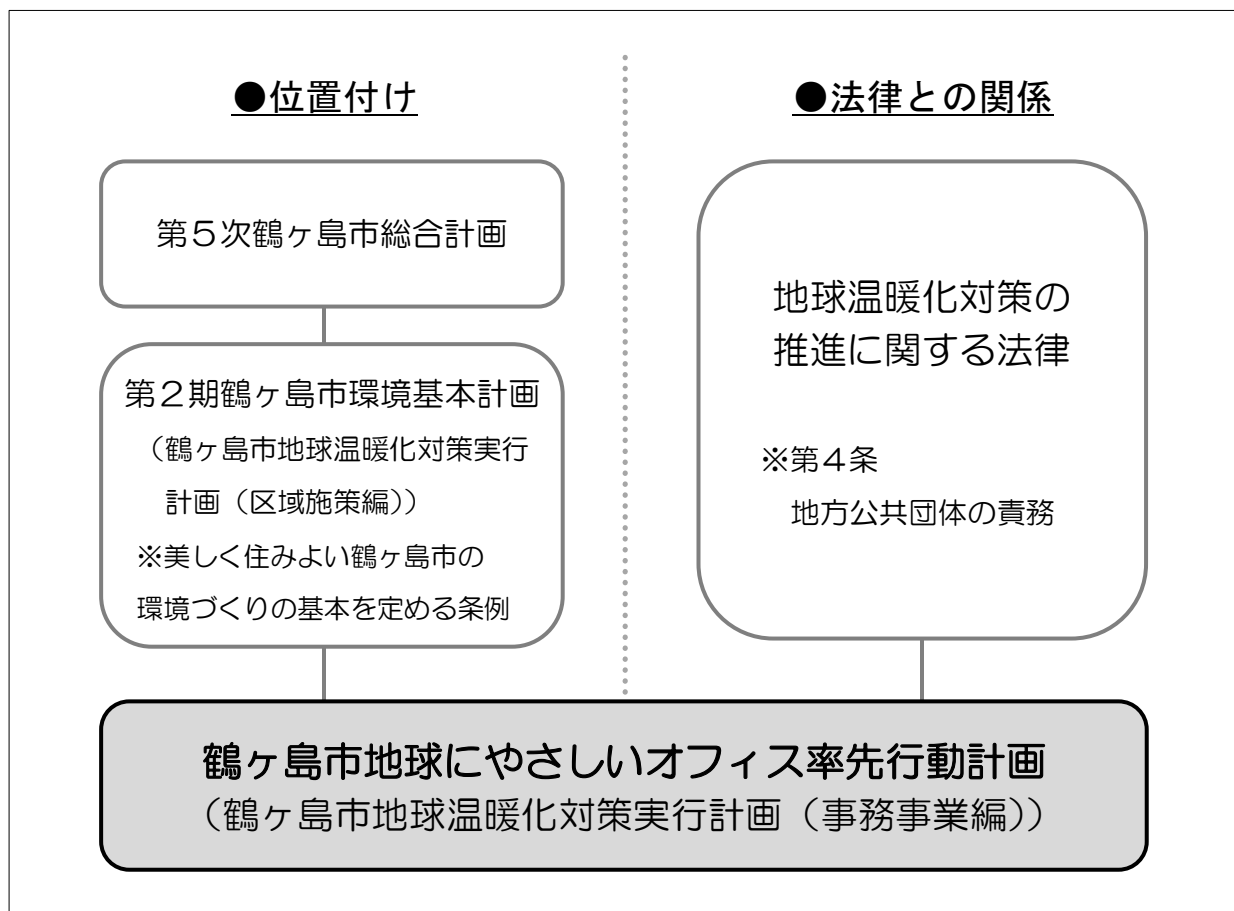
2-1 目的

本計画は、市の事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全を目的とします。

2-2 位置付け

本計画は、第2期鶴ヶ島市環境基本計画における「市が果たすべき役割」の一つに位置付けられます。

当市の上位計画との位置付け、法律との関係を下図に示します。



2-3 対象範囲

対象とする範囲は、市が取り組む事務・事業全般とし、その対象とする機関は、市長部局、教育委員会、議会事務局及び各行政委員会等とします。また、本庁舎のみならず、公共施設、学校など全施設が含まれています。

なお、第3期計画で検討事項であった防犯灯や道路照明灯と公園についても今計画では対象とします。

【対象施設一覧】

市役所	
女性センター	
市民活動推進センター	
市民センター(6)	東市民センター、南市民センター、北市民センター、 富士見市民センター、大橋市民センター、西市民センター
農業交流センター	
老人福祉センター	
児童館(4)	脚折児童館、上広谷児童館、大橋児童館、西児童館
保育所(3)	鶴ヶ島保育所、鶴ヶ島東部保育所、富士見保育所
発育支援センター	
保健センター	
運動公園管理事務所	
鶴ヶ島海洋センター	
図書館	
小学校(8)	鶴ヶ島第一小学校、鶴ヶ島第二小学校、新町小学校、 杉下小学校、長久保小学校、栄小学校、藤小学校、 南小学校
中学校(5)	鶴ヶ島中学校、藤中学校、富士見中学校、 西中学校、南中学校
教育センター	
学校給食センター	
障害者生活介護施設	
文化財整理室	
無人施設(旧教育センター、旧学校給食センター、公園、道路照明灯、防犯灯)	

以上、40施設（指定管理者施設を含む）＋無人施設

2-4 計画期間

平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化、技術の進歩、点検の結果等を踏まえ、所要の見直しを行うこととします。

2-5 対象とする温室効果ガス

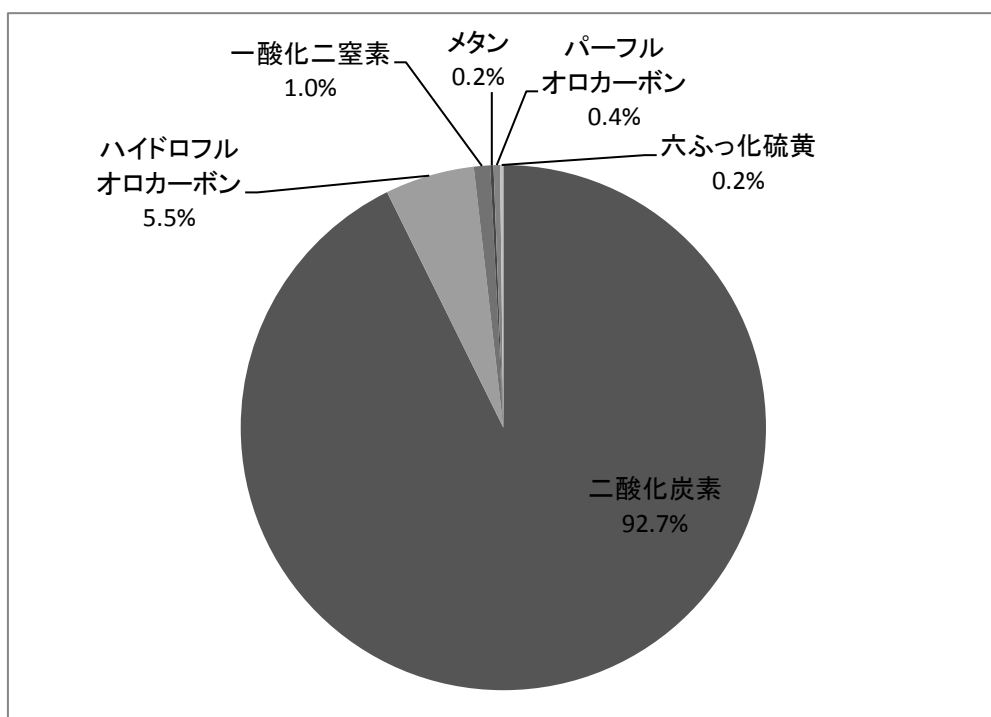
二酸化炭素（ CO_2 ）を対象とします。

地球温暖化対策推進法施行令で、「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは6種（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、）となっていますが、本市の第2期環境基本計画との整合性から、対象とする温室効果ガスを二酸化炭素とします。また本市における温室効果ガス排出の多くは二酸化炭素です。

なお、次期計画では二酸化炭素（ CO_2 ）以外の温室効果ガスを対象とすることを検討します。

【平成26年度の温室効果ガス排出の内訳】

（出典：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書）



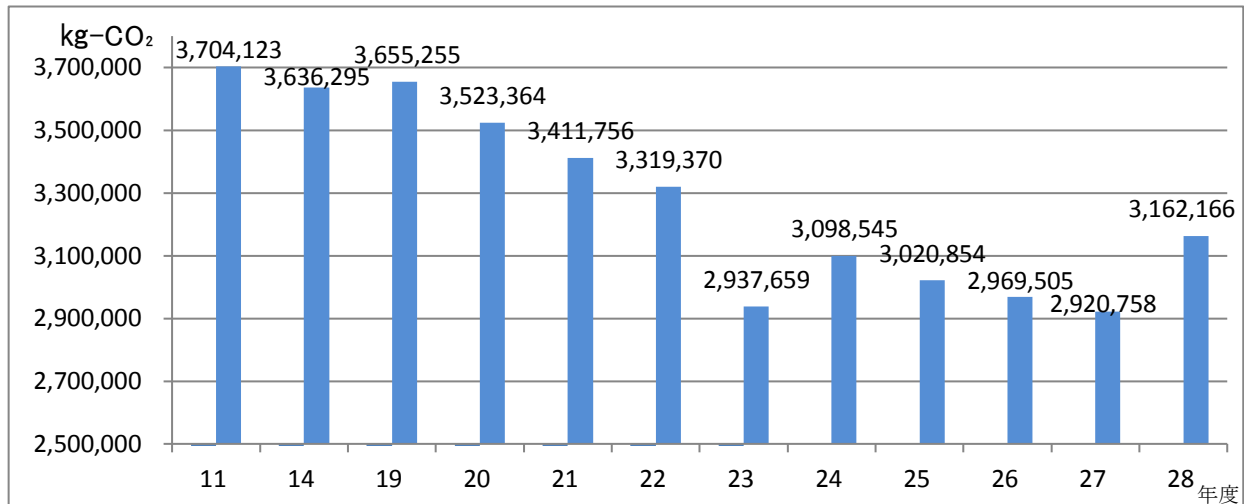
3 目標と方針

3-1 現状

(1) 温室効果ガス

第1期計画の策定以降、二酸化炭素排出量は減少傾向で推移しています。

【CO₂排出量の推移】



※電気、水道、都市ガス、LPガス、重油、灯油、ガソリン、軽油によるCO₂排出。

①第1期計画（平成14～18年度）

	削減比率	排出量(kg)	達成状況
目標	平成11年度比 5%削減	3,538,866	—
実績 (平成18年度)	10.6%削減	3,328,423	達成

②第2期計画（平成19～24年度）

	削減比率	排出量(kg)	達成状況
目標	平成17年度比 4%削減	3,328,384	—
実績 (平成24年度)	10.63%削減	3,098,545	達成

③第3期計画（平成25～29年度）

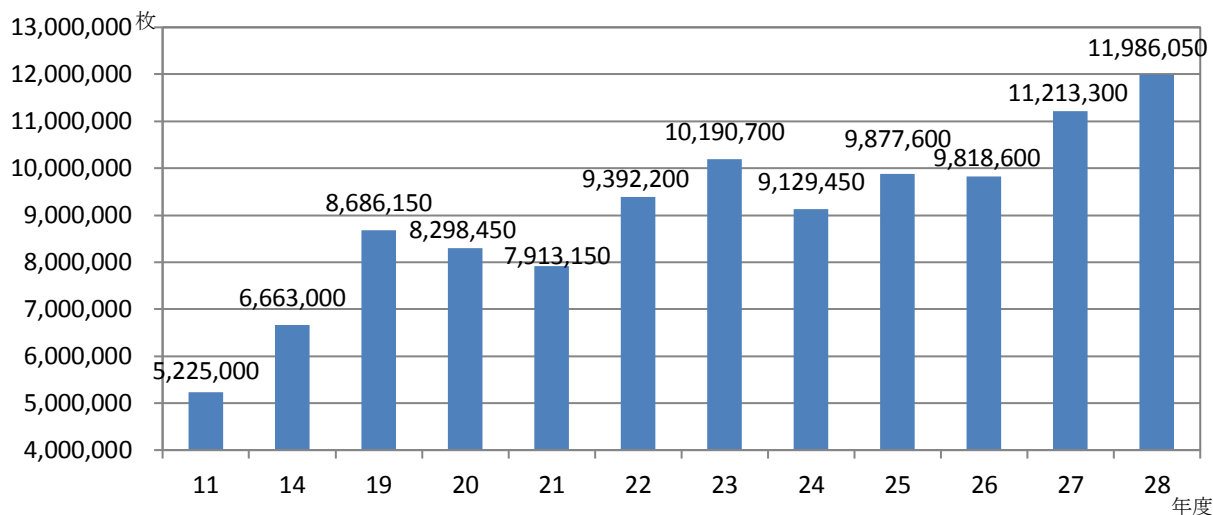
	削減比率	排出量(kg)	達成状況
目標	平成22年度比 12.5%削減	2,894,599	—
実績 (平成28年度)	4.41%削減	3,162,166	未達成

3 目標と方針

(2) コピー用紙

コピー用紙の使用量（購入量）を抑制するための取組を推進してきましたが、計画目標が達成されていません。

【コピー用紙使用量（購入量）の推移】



①第1期計画（平成14～18年度）

	削減比率	使用量(枚)	達成状況
目標	平成11年度比 10%以上削減	2,935,766	—
実績 (平成18年度)	67.6%増加	8,771,500	未達成

②第2期計画（平成19～24年度）

	削減比率	使用量(枚)	達成状況
目標	平成17年度以下	8,209,850以下	—
実績 (平成24年度)	11.2%増加	9,129,450	未達成

③第3期計画（平成25～29年度）

	削減比率	使用量(枚)	達成状況
目標	平成22年度以下	9,392,200以下	—
実績 (平成28年度)	27.6%増加	11,986,050	未達成

3-2 目標

(1) 温室効果ガス

CO₂排出量削減目標

12.5%削減
(平成28年度比)

平成28年度(2016年度)を基準年度とし、平成34年度(2022年度)までにCO₂排出量を12.5%削減することを目標とします。

なお、この目標は、第2期鶴ヶ島市環境基本計画(鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))におけるCO₂排出量の削減目標・平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10年間で「25%削減」に基づいて設定しています。第2期鶴ヶ島市環境基本計画は、計画の中間年となる平成29年度に計画の中間見直しを行いましたが、目標値は変更しないことに決定しました。

計画における基準年度は、これまでの計画※どおり、策定年度の前年(平成28年度)とします。

ただし、国の削減目標(2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で26%削減する)に対する施策の動向や状況を踏まえて、必要な見直しを図ることとします。

※第3期計画策定の前年(平成23年)は東日本大震災の影響により、電力供給が不安定であったことから策定年度の前年を基準年度とはせず、平成22年度を基準年度としました。

※基準となる平成28年度のCO₂排出量は、4,732,943kg

※12.5%削減後のCO₂排出量は、4,141,325kg

※上記のCO₂排出量は平成28年度の排出係数を適用

(2) コピー用紙

コピー用紙使用量目標

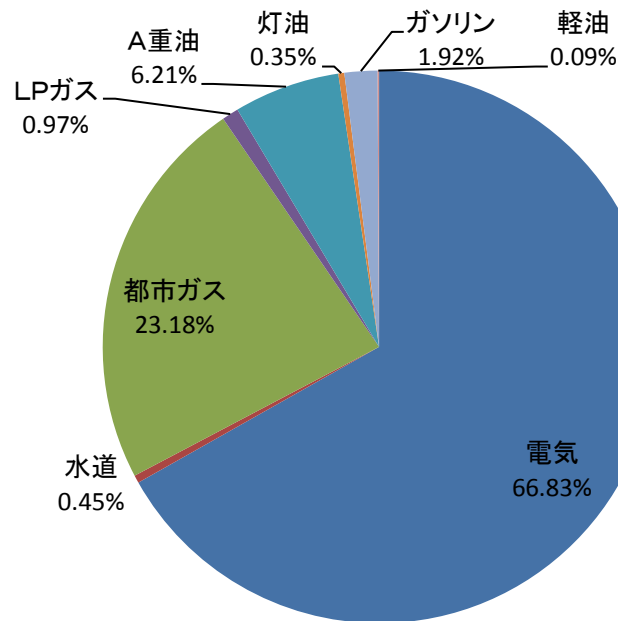
11,986,050枚以下

コピー用紙の使用量(購入量)は増加し続けていることから、平成28年度の使用量実績である11,986,050枚を超えないことを目標とします。

3-3 方針

① 節電の推進

市のCO₂排出量の約67%が電気の使用によるものであることから、特に節電に積極的に取り組み、CO₂排出量の効率的な削減を推進します。

【市のCO₂排出量の内訳（平成28年度）】

②再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入の検討

電気や燃料等のエネルギー使用量の削減には限界があることから、関係課の連携により、公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入等を検討します。

③施設管理者の取組の明確化

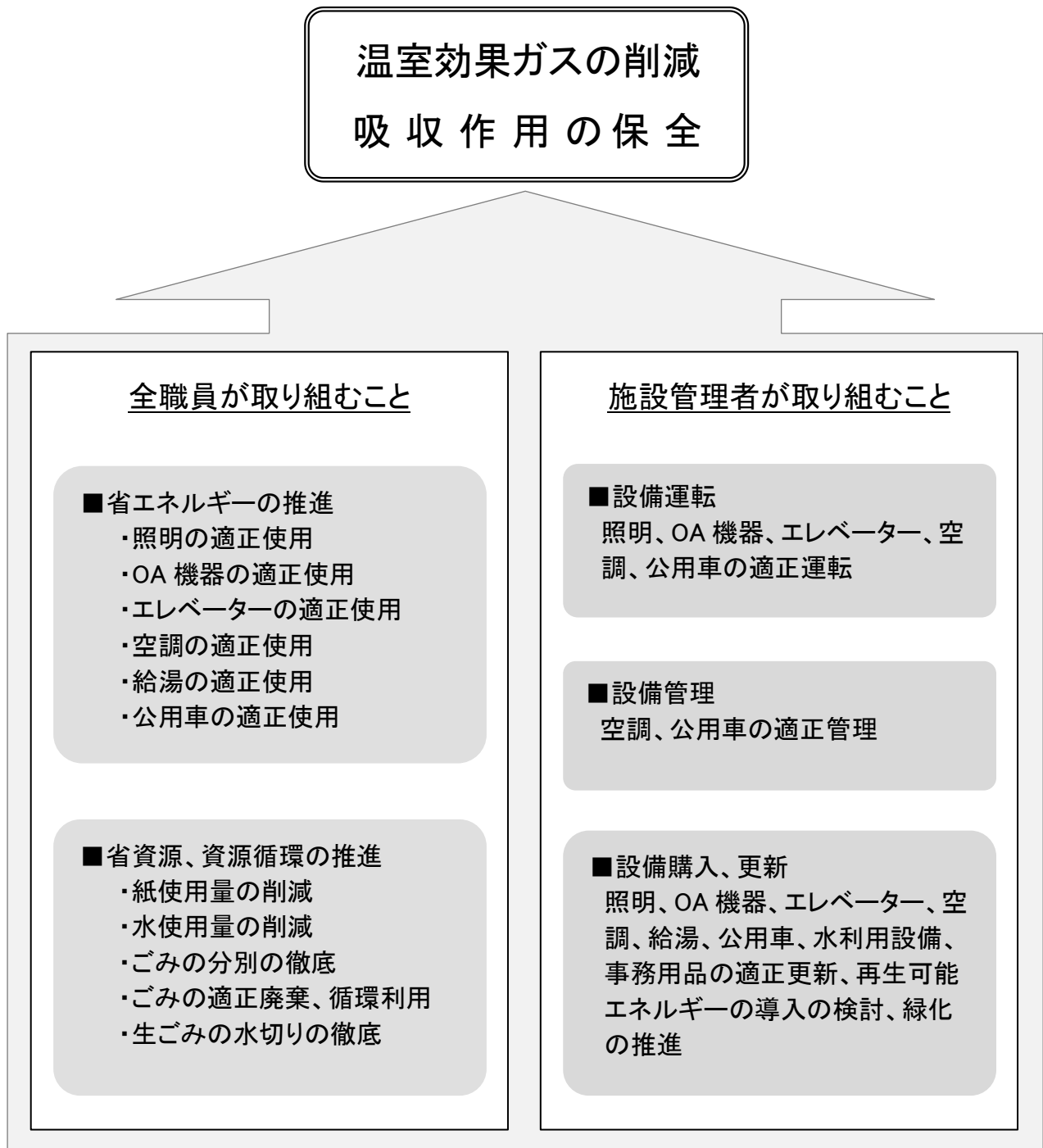
目標達成のために、職員一人ひとりの取組に加え、各施設の施設管理者の取組（適正な機器運用等）が不可欠であることから、施設管理者の取組を計画に位置付けます。

4 取組内容

目標を達成するために、方針に沿い、積極的な取組を実践します。

全職員による日常的な取組、各施設管理者の取組により、温室効果ガスの削減及び吸収作用の保全を目指します。

【取組内容】



4-1 全職員が取り組むこと

省エネルギー	
照明	朝の事務室等の点灯は、事務に支障のない限り、就業時間5分前とする。
	会議の開催に当たっては、会議マニュアルに従い、会議時間の短縮を図る。
	昼休みの事務室及び勤務時間外の不要な照明を消灯する。
	照明は、必要最低限な範囲で点灯し、それ以外は消灯する。
	ブラインドの効率的利用を図る。
	照明器具をこまめに清掃する。
	最終退出者による消灯確認を行う。
OA 機器	毎週水曜日のノー残業デーを徹底し、水曜日は時間外の会議を行わない。
	不要時の電源遮断及びOA機器の省エネモードの徹底を図る。
エレベーター	職員は原則としてエレベーターを使用しない。
空調	気候に合った服装(クールビズ、ウォームビズ等)をする。
	季節に合わせた自然換気により室内温度を調整し、空調の使用を控える。
給湯	給湯器を有効に利用し、電気ポットの使用を控える。
	電気ポットは、低めの温度で保温し、長時間使用しないときはプラグを抜く。
公用車	近距離の移動は、車を使わず、徒歩もしくは自転車を活用する。
	急発進、急加速をしない。
	アイドリングをしない。

省資源、資源循環	
紙	職員への周知事項は、イントラネットを活用する。
	パソコン画面で確認できるものは印刷しない。
	両面印刷や2アップを活用し、ページ数を削減する。
	印刷機は、使用前に設定を確認し、ミスコピーを防止する。また、使用後は「リセット」ボタンを押す。
	資料・通知文・報告書等は、簡素化するとともに、必要最小限の部数を作成する。
	FAXは、送信票を極力省略するとともに、FAXを依頼する際も送信票を添付しないで済むよう工夫する。
	廃棄文書は、保護すべき情報等が記載されているものを除き、焼却処分ではなく、極力資源化を図る。
	紙類(2cm 四方以上)は全て回収し、資源化を図る。
水	水道は、常に節水に心がけ、使用後は蛇口をしっかり締める。
	食器類はまとめて一度に洗う。その際に、水を流しっぱなしにしない。
ごみ	空き缶、空き瓶、ペットボトル等の分別を徹底し、資源として再利用をする。
	職員は、ごみや資源となるものを市役所等へ持ち込まない。
	施設内から発生する生ごみは水切りを徹底する。

4-2 施設管理者が取り組むこと

設備の運用	
照明	自動販売機等の照明は、夜間運転を停止する。
エレベーター	エレベーターの稼働台数を精査し、階段利用を促進する。
空調	空調の適切な温度設定管理(概ね冷房28℃、暖房19℃)を徹底する。 緑のカーテンに取り組み、空調の使用を抑える。
公用車	公用車の集中管理を継続的に実施する。
その他	給湯室等に分別用のごみ箱を設置し、資源として再利用を推進する。

設備の管理	
空調	清掃を適切に行い、効率的に稼働させる。
公用車	定期的(概ね季節ごと)にタイヤの空気圧をチェックし、適切に保つ。

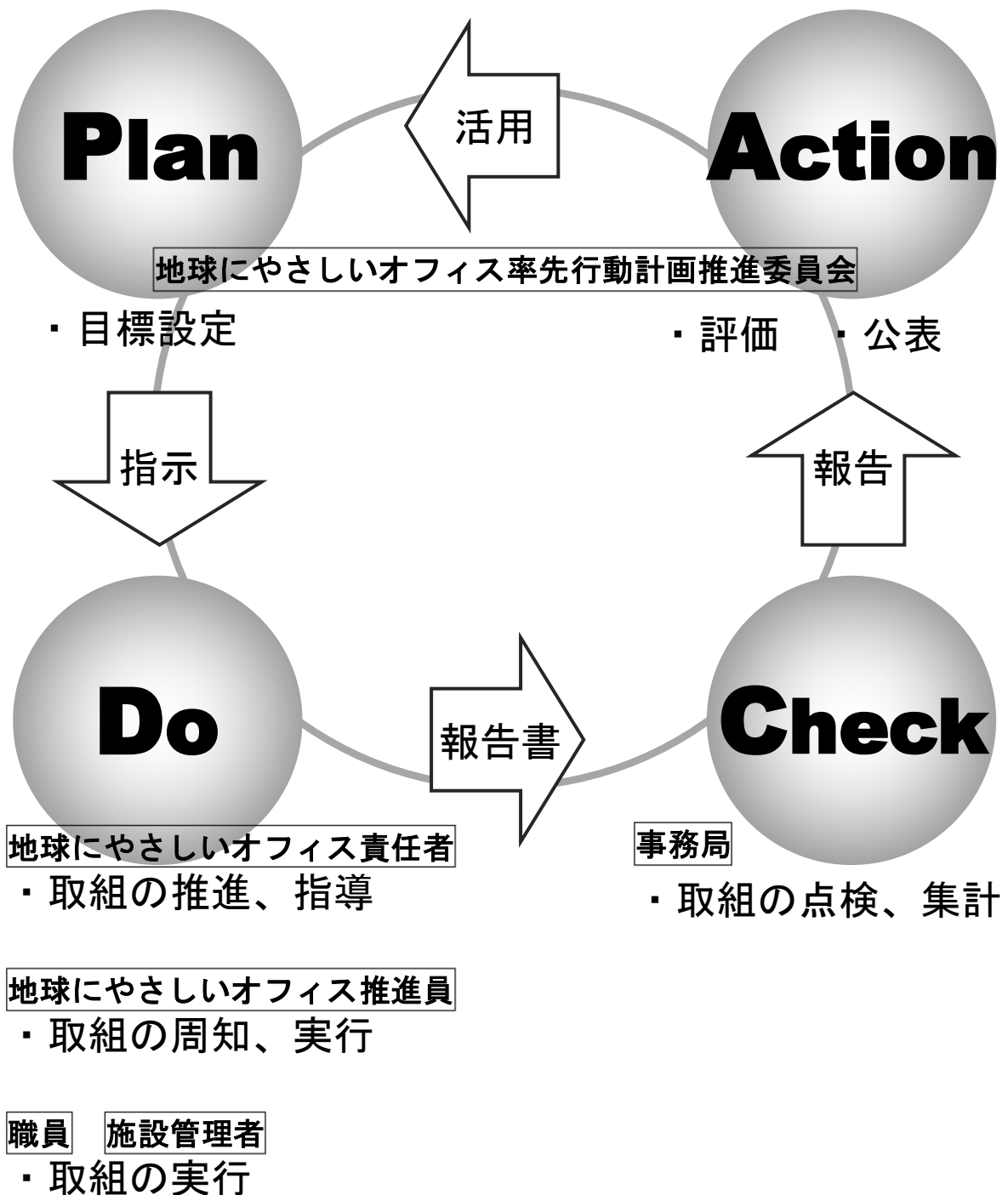
設備・物品の購入、更新	
照明	LED等の高効率の照明を導入する。 使用区分に合わせた照明区分回路を採用し、こまめに消灯できるようにする。 施設の更新の際には、自然採光を活用できる構造とする。
OA 機器	省エネルギー型やエネルギースターマーク製品の表示のある製品を購入する。
空調	送風機にインバーターを設置し、風量を調整する。 屋上、室外機への自動散水システムを導入する。 空調の稼働を最小限とするため、建物は緑のカーテン等の緑化がしやすい構造の壁や屋根を採用する。
給湯	換気弁、配管等の断熱を強化した高効率な設備を導入する。
公用車	必要台数を精査し、導入の際は低公害車を採用する。
紙	紙の購入や、冊子、ポスター、チラシ等作成の際は、再生紙やエコマーク等の表示のある環境に配慮した用紙を購入する。 再生紙は、用途に合った古紙配合率の製品を購入する。 白色度の低い紙を購入する。
水	雨水が活用できる設備を導入する。
その他	吸収作用の保全のため、都市公園の整備及び緑化空間の創出に努める。 再生可能エネルギーを活用できる設備を導入する。 文具・事務用品等購入の際は、使い切り製品を避け、エコマーク製品等グリーン購入法に適合した環境にやさしいものを選ぶ。 公共工事から発生する建設廃材のアスファルト・コンクリート塊及びセメント・コンクリート塊については、路盤材等の原材料の一部として再利用を図る。 ※再生砕石については、路盤材及び構造物の基礎材への使用を徹底する。

5 進行管理

5-1 推進の管理体制

本計画をP D C A（Plan－Do－Check－Action）サイクル手法により、着実かつ効果的に推進するため、下図の管理体制を置くものとします。

【管理体制図】



5-2 各担当の役割

1 地球にやさしいオフィス率先行動計画推進委員会

本計画に基づいた行動目標を設定するとともに、各課に対し、行動目標の達成に向けた具体的な取組を指示します。

また、事務局が取りまとめた各課の取組結果を評価・公表し、必要に応じ、行動目標や取組の見直しを行います。

2 地球にやさしいオフィス責任者

課の長は、本計画を積極的に推進するための「責任者」として、取組の推進、指導を行います。

3 地球にやさしいオフィス推進員

地球にやさしいオフィス推進員は、課の長から指名された者を充て、本計画の内容について職員への周知を図り、本計画に基づいた取組を実践します。

また、各施設の地球にやさしいオフィス推進員は、エネルギー使用量等を四半期ごとに事務局に報告します。

4 職員、施設管理者

職員は、行動目標の達成に向けた取組を積極的に実践します。

5 事務局

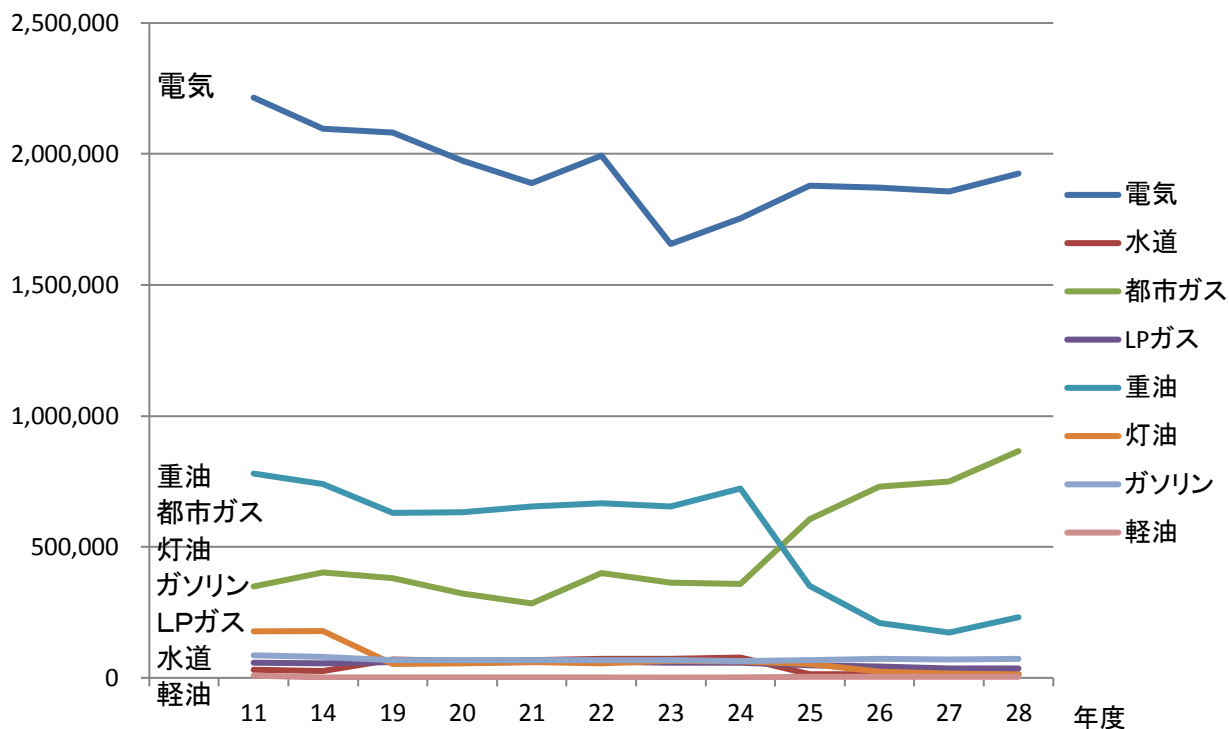
事務局は、市民生活部生活環境課に置き、環境基本計画及び本計画の円滑な運営を図るため、必要に応じ、各推進員への指導又は助言を行います。

また、各施設の地球にやさしいオフィス推進員から報告されたエネルギー使用量等を取りまとめ、地球にやさしいオフィス率先行動計画推進委員会に報告します。

1 CO₂(1)施設別排出量(kg-CO₂)

No	施設	H28 排出量 (H28 係数)	割合(%)	目標排出量	H28 排出量 (H22 係数)
1	市役所庁舎	662,503	14.00	579,690	570,466
2	女性センター	57,230	1.21	50,077	44,259
3	市民活動推進センター	26,602	0.56	23,277	20,527
4	東市民センター	58,870	1.24	51,511	45,560
5	南市民センター	107,652	2.27	94,195	83,087
6	北市民センター・脚折児童館	66,091	1.40	57,830	51,229
7	富士見市民センター	83,794	1.77	73,320	64,747
8	大橋市民センター・大橋児童館	81,555	1.72	71,360	63,096
9	西市民センター・西児童館	112,326	2.37	98,285	97,957
10	農業交流センター	18,126	0.38	15,860	14,353
11	老人福祉センター	143,258	3.03	125,350	125,723
12	上広谷児童館	8,481	0.18	7,421	6,565
13	鶴ヶ島保育所・発育支援センター	65,365	1.38	57,194	53,245
14	鶴ヶ島東部保育所	34,040	0.72	29,785	29,077
15	富士見保育所	45,052	0.95	39,421	39,459
16	保健センター・教育センター	35,321	0.75	30,906	27,344
17	運動公園管理事務所	40,937	0.86	35,820	31,589
18	鶴ヶ島海洋センター	31,959	0.68	27,964	24,945
19	図書館	216,660	4.58	189,577	182,179
20	鶴ヶ島第一小学校	163,507	3.45	143,069	147,763
21	鶴ヶ島第二小学校	94,034	1.99	82,280	82,269
22	新町小学校	123,625	2.61	108,172	107,875
23	杉下小学校	93,961	1.99	82,216	80,209
24	長久保小学校	115,157	2.43	100,762	100,120
25	栄小学校	69,156	1.46	60,512	59,473
26	藤小学校	77,485	1.64	67,799	65,373
27	南小学校	61,012	1.29	53,385	50,247
28	鶴ヶ島中学校	100,830	2.13	88,226	83,040
29	藤中学校	86,735	1.83	75,893	73,539
30	富士見中学校	75,823	1.60	66,345	64,517
31	西中学校	101,263	2.14	88,605	84,645
32	南中学校	70,542	1.49	61,725	59,047
33	学校給食センター	577,405	12.20	505,229	501,349
34	きいちご	29,032	0.61	25,403	26,947
35	㊦文化財整理室	10,569	0.22	9,248	—
36	旧教育センター、㊦旧学校給食センター	3,378	0.07	2,956	(旧教育センターのみ)347
37	㊦無人施設(公園、道路照明灯、防犯灯)	983,608	20.78	860,657	—
合計		4,732,943	100	4,141,325	3,162,166

(2) 排出源毎の推移

(kg-CO₂)(3) 行動別の CO₂削減効果

一つひとつの取組では小さな削減効果かもしれませんが、みんなで取り組むことで大きな成果が期待できます。

項目	内容	CO ₂ 削減量 (kg/年)
エアコン	冷房は必要な時だけつける。 冷房を1日1時間短縮した場合(設定温度 28℃)	11 kg
	暖房は必要な時だけつける。 暖房を1日1時間短縮した場合(設定温度 20℃)	23.9 kg
OA 機器	昼休み等不使用のノートパソコンの電源を切る。 1台につき、1時間で…	3.2kg
給湯	電気ポットの保温時間を短くする。 6時間保温状態にした場合と、保温せず再沸騰した場合を比べると…	63.1kg
公用車	発進時にゆっくり加速する。 5秒間で20km/h程度に加速すると…	194.0kg
	アイドリングストップを実施する。 5秒の停止でアイドリングストップをすると…	40.2kg

※出典：家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬（経済産業省資源エネルギー庁）

(4) 温室効果ガス排出量推計方法

温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量の推計は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に基づく排出係数等を用いています。本計画で基準年度とする平成28年度の排出係数は下表のとおりです。

【CO₂ 排出係数一覧】

項目	単位	H28 係数	根拠
電気	CO ₂ -kg/kWh	0.486	温対法 (環境省・経済産業省公表)
水道	CO ₂ -kg/m ³	0.157	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
都市ガス	CO ₂ -kg/m ³	$44.8 \times 0.0136 \times 44 \div 12$	温対法
LPガス	CO ₂ -kg/m ³	$2.18 \times 50.8 \times 0.0161 \times 44 \div 12$	温対法 日本 LP ガス協会
A重油	CO ₂ -kg/L	$39.1 \times 0.0189 \times 44 \div 12$	温対法
灯油	CO ₂ -kg/L	$36.7 \times 0.0185 \times 44 \div 12$	
ガソリン	CO ₂ -kg/L	$34.6 \times 0.0183 \times 44 \div 12$	
軽油	CO ₂ -kg/L	$37.7 \times 0.0187 \times 44 \div 12$	

※温対法…地球温暖化対策の推進に関する法律施行令

2 用語解説

い

インバーター

周波数変換器のこと。電気の周波数を目的に合わせて変換し、設備の電源の ON、OFF だけでなく、パワーの調整ができるため、省エネ効果が期待できる。

え

エコマーク

環境省の指導のもとに、資源の再生利用によってつくられたものなど、公益財団法人日本環境協会が認定する環境にやさしい商品に付けられるマークで、平成元年2月にスタートした。エコマークを付ける基準は商品ごとに決まっていて、製造過程、使用する時、捨てる時、全てにおいて環境にやさしいかどうかを考慮されている。また、エコマークでは、「みどりをまもる」、「水をきれいに」などその製品にどのような効果があるかがマークの下段に表示されている。



エネルギースターマーク

「国際エネルギースタープログラム」は、世界9カ国・地域で実施されているオフィス機器の国際的省エネルギー制度。製品の消費電力などについて米国EPA（環境保護庁）により基準が設定され、この基準を満たす製品に「国際エネルギースターロゴ」の使用が認められている。

日本国内では、経済産業省のもとに下記団体が製品の技術的検討、基準改定にあたっての業界意見とりまとめなどで協力し、本プログラムを推進している。

JEITA 一般社団法人 電子情報技術産業協会

JBMIA 一般社団法人 ビジネス機械・情報 システム産業協会

CIAJ 一般社団法人 情報通信ネットワーク 産業協会



お

温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から輻射される赤外線を吸収し再放出する気体。

事務事業編の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載されている以下の7種類のガス。このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類となっている。

【温室効果ガスの種類】

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占める。	飼料の改良、糞尿の処理方法の改善、埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換など
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時・廃棄時の回収、再利用、破壊など (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造の過程で排出。	製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換など

か

環境配慮契約法

グリーン契約を推進するため、環境配慮契約法が制定された。環境配慮契約法は、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すもの。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたす恐れのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム(EMS)

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組。組織や事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画（Plan）を立て実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Act）を繰り返し行うことで目標達成をめざすこと（PDCA サイクル）。

く

グリーン契約(環境配慮計画)

グリーン契約（環境配慮契約）とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。グリーン購入と同様に、グリーン契約は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っている。

グリーン購入法

平成13年4月に国等によるグリーン調達の促進を定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」であり、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを義務付けている。

け

建設副産物

建物、工作物や道路などの建設に伴って副次的に発生するコンクリートやアスファルトのがらなどをいう。残土も広い意味では、建設副産物に含まれる。

こ

5R

3 R (Reduce (リデュース／ごみの発生抑制)、Reuse (リユース／再使用)、Recycle (リサイクル／再生利用)) の考えに、Refuse (リフューズ／ごみになるものは受け取りを拒否) と Repair (リペアー／壊れた物を修理して使用) を加えた資源循環の考え方。

さ

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く））等がある。

し

省エネ法

省エネ法は、石油危機を契機として昭和 54 年に、「内外のエネルギーをめぐり経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定された。

事業者全体の 1 年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500 kℓ以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければならない。

また、埼玉県地球温暖化対策推進条例では特定事業者が、地球温暖化対策を総合的に実施するための計画を作成して県に報告し、併せて公表を行うことになっている。

て

低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車であり、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車などがある。

低炭素社会(低炭素)

地球温暖化を防ぐため、温室効果ガスの排出量が少ない低炭素な社会のことをいう。

ね

燃料電池

化学反応により電気を発生させる電池の一種であり、一次電池や二次電池（バッテリー）と異なり、燃料となる物質を供給し続ければ、電気を発生させ続けることができる。現在は、水素と酸素の化学反応から生じる電子を直流電流として取り出すものが主流である。

新たな分散型エネルギー源として、小規模事業所や家庭での利用が期待されている。

は

パリ協定

2015年12月12日、フランス・パリで開催されたCOP21において、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択された。

パリ協定は、科学的知見を踏まえ、国際条約として初めて「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、いわゆる先進国と途上国という気候変動枠組条約の附属書に基づく固定された二分論を超えて全ての国が参加し、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組みを取り入れ、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、気候変動対策の国際枠組みとして画期的なものである。

ま

マニフェスト制度

事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に対してマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度。

3 鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画推進委員会設置要綱

鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市役所等における環境保全に配慮した取組を推進するため、地球にやさしいオフィス率先行動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 地球にやさしいオフィス率先行動計画の行動目標の設定に関すること。
- (2) 行動目標の達成に向けた取組実施に関すること。
- (3) 取組実施の点検結果の評価に関すること。
- (4) その他環境の保全に対する意識の向上に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に総合政策部長、市民生活部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(資料の提出等の要求について)

第5条 推進委員会はその所掌事務を遂行するために必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができるものとする。

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局は、市民生活部生活環境課が担当するものとする。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要があると認めるときは、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画推進委員会

委員長 副市長

副委員長 総合政策部長

市民生活部長

委員 総務部長

健康福祉部長

健康福祉部参事

都市整備部長

都市整備部参事

会計管理者

教育部長

教育部参事

議会事務局長

第4期 鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画
(鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))

平成30年3月
市民生活部 生活環境課

